

維持管理に関する計画書

令和元年10月30日 産業廃棄物処理施設設置許可（許可番号：相振P第88号）

項目	内容
廃棄物の性状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設では、汚泥等は発生しません。 ・協定に基づく、分析を定期的を実施しております。
囲い等及び表示等	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の敷地内の為、関係者以外は立ち入りできません。 ・「産業廃棄物処理施設」の表示をしております。
飛散流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油の移送は配管で実施している為、飛散はしません。 ・廃油の貯槽は蓋がされており、又レベル警報器があるため飛散、流出する事はありません。
定期点検・機能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の定期点検を定期的を実施しています。また機能検査も定期的を実施しており、これを継続します。
悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油等は、全て閉鎖系の為、悪臭は発生しません。
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に対応する、消火栓、消火器を設置しています。
害虫の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油は配管で輸送し、外部に出ないので臭気もありません。従って、害虫の発生はありません。
騒音及び振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプレッサーは室内にあり、防音対策がされています。 ・その他の機器類は、騒音・振動のレベルは低いため問題ありません。
放流水水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設からの排水は排水処理設備にて処理を行い、無害化してから終末ピットを経由し河川へ放流しております。 ・放流水は定期的にて水質を確認しています。
記録及び保存	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に関する点検、措置を運転日誌、点検用紙に記録し、3年間保管します。
事故時の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時、緊急時は焼却炉がインターロックで自動的に緊急停止するか、又は運転員が管理室パネルで「緊急停止ボタン」を押す事によって、即時に運転を停止致します。社内には、緊急連絡ネットワークが配付されています。 ・工場では「防災対策本部組織」があり、緊急時は全体で対応します。